

●田野市民運動場／元石川市民運動場

区分	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで 以外の時間 (1時間につき)
野球場 (1面につき)	1,030円	1,380円	330円

備考 1 午前8時30分から午後5時まで以外の時間における利用時間に、1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
2 照明を使用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

◎照明料(1時間につき) 1面 2,770円

※利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

●大塚池公園

区分	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで 以外の時間 (1時間につき)
野球場 (1面につき)	1,030円	1,380円	330円

備考 午前8時30分から午後6時まで以外の時間における利用時間に、1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

●内原市民運動場(照明料)

照明料(1時間につき)	5分の4灯	半灯	7分の1灯
	5,890円	3,800円	1,120円

※利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。